

下呂市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策定

令和 8 年 4 月 最終改定

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	1
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	3
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
(1)住宅の耐震化の現状	
(2)特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	8
(1)耐震化率の推移と評価	
(2)下呂市の特性	
(3)耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	10
4 公共施設の耐震化の現状・目標	12
(1)市有施設における耐震化	
(2)その他民間防災拠点施設等における耐震化	
5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状	13
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	15
(1)市民・事業者の役割	
(2)市・県の役割	
2 実施する事業の方針	15
(1)事業の考え方	
(2)実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	16
(1)重点的に耐震化を図る地域	
(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)重点的に耐震化を図る建築物	
(4)より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第4期計画における重点的な取り組み	17
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	17
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 施策を推進するための体制	18
2 安心して耐震化が行える環境整備	18

(1) 下呂市建築物等耐震化促進事業		
(2) 補助金代理受領制度		
(3) 自治会等との連携		
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	20
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供の充実		
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	22
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策		
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策		
5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	22
(1) 目的		
(2) 緊急耐震重点地区の設定		
(3) 対象建築物		
(4) 計画実施期間		
(5) 取組み		
(6) 実績の公表		
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項		
1 所管行政庁との連携	24
(1) 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条該当)		
(2) 要安全確認計画記載建築物(法第7条該当)		
(3) 特定既存耐震不適格建築物(法第14条、第15条該当)		
(4) 既存耐震不適格建築物(法第16条該当)		
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項		
1 計画の推進体制	26

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に「下呂市耐震改修促進計画」として策定した。

本計画は、以下に掲げる下呂市の地震防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

○本計画と調和を図る地震防災の対策にかかる市の計画

- ・下呂市国土強靱化地域計画
- ・下呂市地域防災計画

2 計画改定の経緯

本計画は、平成20年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H20～H27)	平成20年3月	計画策定
	平成24年10月	「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映(「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照)
第2期計画 (H28～H32(R2))	平成28年4月	第2期計画策定 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)を位置づけ
第3期計画 (R3～R7)	令和3年4月	第3期計画策定
第4期計画 (R8～R12)	令和8年4月	第4期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織した。そのなかで、建築物の耐震化については「耐震化分科会」が設置されて、検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の7項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目(建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋)

- ①防災拠点施設等の耐震化【県・建物所有者】
 - ②緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【県・建築関係団体】
 - ③耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【県・建築関係団体】
 - ④耐震化に関する補助制度の見直し【県】
 - ⑤不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【県・建築関係団体】
 - ⑥宅地被害の周知【県・建築関係団体】
 - ⑦「命」を守るための多様な取組みの推進【県】
- ※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

本県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震(マグニチュード 8.0)であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析改正・被害想定調査結果」に基づくものである。

表1-1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	最大PL値 (液状化指数) [※]	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震 [*]	5.80(震度6弱)	23.11	406	1591
揖斐川—武儀川(濃尾)	5.68(震度6弱)	4.12	40	727
長良川上流(北側震源)	6.20(震度6強)	21.02	1,204	4,153
長良川上流(南側震源)	5.75(震度6弱)	4.09	128	1,539
屏風山・恵那山及び猿投山	5.52(震度6弱)	2.08	26	708
阿寺(北側震源)	6.54(震度7)	29.76	7,756	6,396
阿寺(南側震源) [*]	6.64(震度7)	31.61	8,056	6,809
跡津川 [*]	5.87(震度6弱)	11.45	283	2,232
養老—桑名—四日市 [*]	5.53(震度6弱)	3.70	4	144
高山・大原(北側震源) [*]	6.68(震度7)	31.74	2,005	4,281
高山・大原(南側震源)	6.76(震度7)	31.90	1,549	3,234

※PL値(液状化指数) PL値>15:液状化の可能性が高い 5<PL値≤15:液状化の可能性がある

★平成 23~24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29~30 年度実施の調査による。

下呂市では、内陸型地震である「阿寺断層帯地震」及び「高山・大原断層帯地震」において、震度7程度の揺れが予測されている。

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1)住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

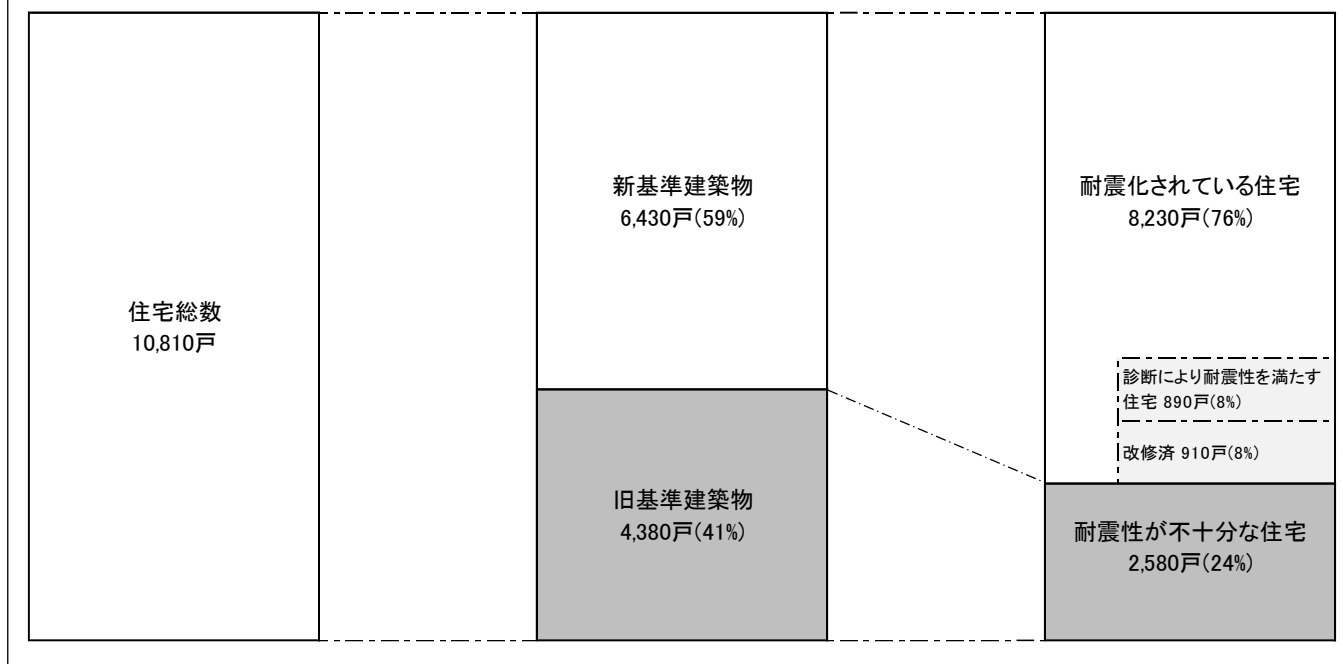
(単位:戸)

数 建築年	年代別住宅	H20年調査		H25年調査		H30年調査		R5年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	昭和35年以前	2,830	23	2,350	20	2,990	26	2,200	20
	昭和36年～45年	1,250	10	950	8				
	昭和46年～55年	1,750	15	2,000	17	1,600	14	1,850	17
	不詳			101	1	203	2	128	1
	計	5,830	49	5,401	46	4,793	42	4,178	38
新 基 準	昭和56年～60年	2,130	18	2,060	18	1,680	15	1,960	18
	昭和61年～H2年								
	平成3年～7年	1,160	10	1,360	12	1,210	11	1,840	17
	平成8年～12年	1,360	11	1,170	10	1,150	10		
	平成13年～17年	1,090	9	720	6	700	6	870	8
	平成18年～20年	390	3	396	3	700	6	530	5
	平成21年～22年	—	—	524	4	—	—	—	—
	平成23年～25年	—	—						
	平成26年～30年	—	—	—	—	496	4	488	5
	令和元年～5年	—	—	—	—	—	—	460	4
	不詳	100	1	119	1	277	3	202	2
計	6,230	51	6,349	54	6,567	58	6,632	62	
合 計		12,060	100	11,750	100	11,360	100	10,810	100
耐震改修を行った住宅		400	3	700	6	910	8	8,230	76

※ H25年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

下呂市における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が6,430戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約910戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により890戸であることから、市内の住宅総数10,810戸のうち8,230戸(約76%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状(令和5年調査)



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等を「1号特定建築物」(以下「多数の者が利用する建築物」という。)、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物を「3号特定建築物」に分類する。なお、多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、建物所有者に対して県が実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

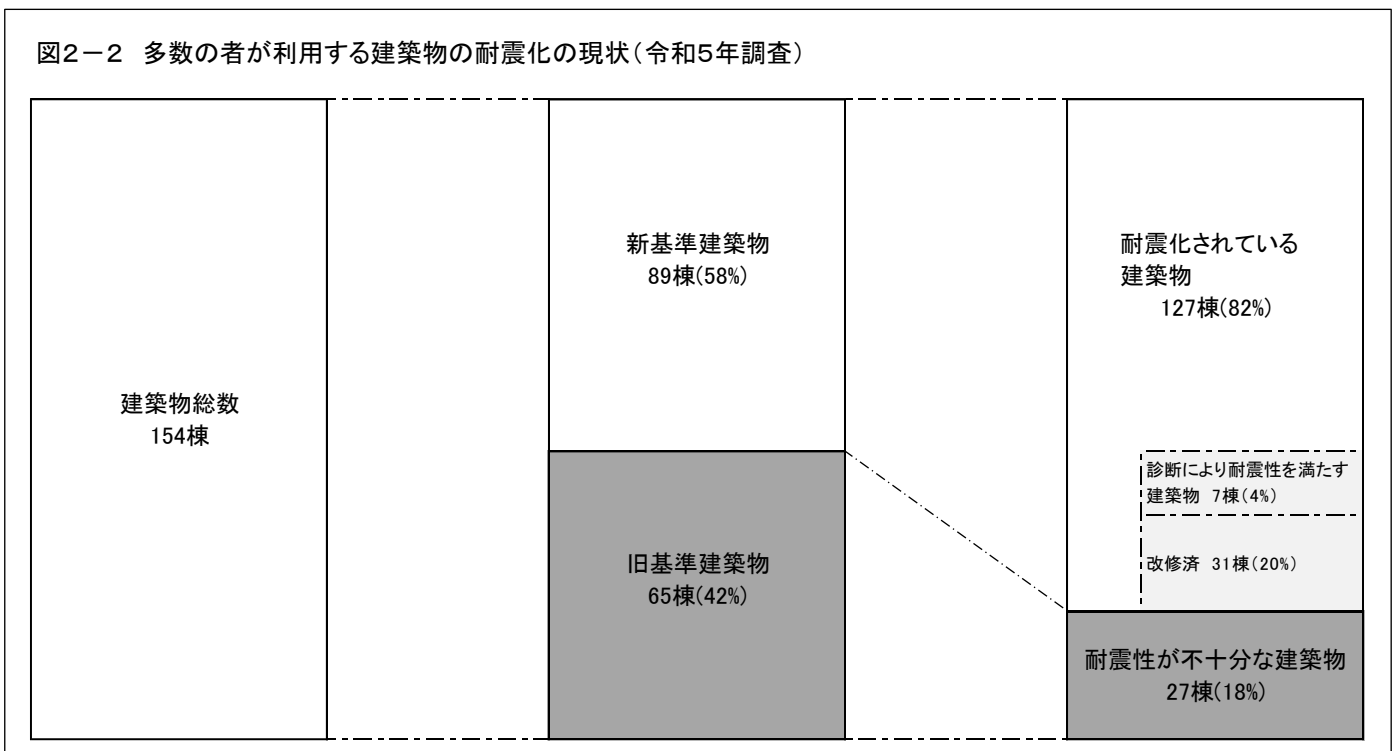
表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和8年3月)

(単位:棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済みD	耐震性を 満た す E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A
1号	多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等)	154	89	65	31	7	127	82%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 89 棟(58%)、「旧基準建築物」65 棟(42%)のうち、「耐震改修実施済みなもの」が 31 棟(20%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 7 棟(4%)であることから、「耐震化されている建築物」は 127 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 154 棟のうち 82%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和5年調査)

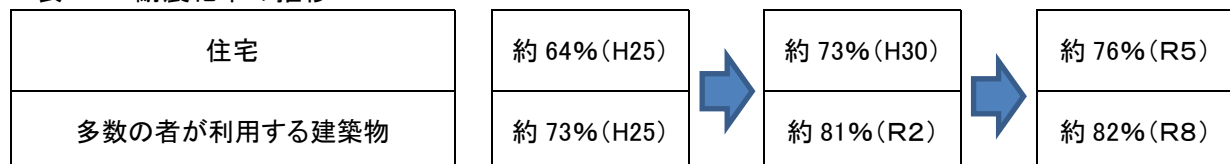


2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、下呂市の耐震化率は表2-4のとおり推移しているが、第3期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていない。しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表2-4 耐震化率の推移



(2) 下呂市の特性

国土交通省が発表した令和5年時点の全国の住宅耐震化率は「約 90%」、岐阜県は「約 86%」で、下呂市はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる本県の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○下呂市の特性(令和5年住宅・土地統計調査より分析)

・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	52.7%	47.3%
岐阜県	74.2%	25.8%
下呂市	82.1%	17.9%

・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	13.3%
岐阜県	20.4%
下呂市	34.3%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国・岐阜県全体に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

令和7年3月末時点で、県内で木造住宅耐震診断を受診した方が 19,915 人、その内、耐震改修をされた方が 2,382 人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は2割に満たない状況である。

そのため、令和6年度に戸別訪問等の耐震啓発機会に合わせ、耐震診断を今まで受診されていない方(1,253 人)及び耐震診断は受診済だが耐震改修を実施していない方(759 人)の計 2,012 人に県民へアンケートを実施(回答者属性は表 2-7のとおり)。それぞれ表 2-6、表 2-7 のような要因が挙げられている。

表2-5 R6県民アンケートの回答者属性

所在地		世帯主の年齢※		世帯人数※
岐阜	1,048(52.1%)	35 歳未満	23(1.2%)	平均 2.44 人
西濃	265(13.2%)	35～49 歳	103(5.4%)	
中濃	370(18.4%)	50～64 歳	340(17.8%)	
東濃	118(5.9%)	65～74 歳	594(31.2%)	
飛騨	211(10.5%)	75 歳以上	846(44.4%)	

※アンケートで建替えや耐震改修を実施したことが判明した分は除く

表2-6 耐震化が進まない要因(耐震診断未実施の方を対象)※複数回答有

主な要因	主な意見
防災意識の希薄 回答数 1386(回答率 65.5%)	・耐震改修をするつもりがない ・大地震が来たら諦める 住民理解が十分でない
高齢者世帯のみの増加 回答数 502(回答率 23.7%)	・跡継ぎがない 今後の利用予定がない

表2-7 耐震化が進まない要因(耐震改修工事未実施(耐震診断済)の方を対象)※複数回答有

主な要因	主な意見
経済的負担 回答数 649(回答率 46.4%)	・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 回答数 315(回答率 22.5%)	・跡継ぎがない 今後の利用予定がない
防災意識の希薄 回答数 302(回答率 21.6%)	・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、『お金をかけてまで直すメリット』を感じにくい状況(インセンティブの低下)が懸念される。特に高齢者世帯の増加により『今の家にお金をかけたくない』という声も多いため、今後は狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇されてきた方々等に対して、よりの確に耐震化を促進するための施策検討が必要である。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大地震兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針(抜粋)

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号
最終改正 令和 7 年 7 月 17 日国土交通省告示第 535 号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海湖周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○第 1 次国土強靱化実施中期計画について(抜粋)

令和 7 年 6 月 6 日閣議決定

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合(住宅の耐震化率)

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等(11,464 棟(令和 5 年度末時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等(約 9,000 km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291 棟(令和 6 年 4 月 1 日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には 100%に近い状態を目指す。

これまでの下呂市の取り組み

民間建築物の耐震化に係る補助として、平成 16 年度から木造住宅への耐震診断・耐震補強工事を実施。平成 18 年度から木造住宅以外の建築物の耐震診断及び一定の要件に該当する建築物の耐震補強工事について補助を実施している。

公共建築物については、平成 20 年度より、小中学校施設を優先に耐震化事業(耐震補強工事・改築)を行い、平成 25 年度に完了している。

また、防災拠点となる庁舎等については、そのほとんどが耐震性不十分であったため、平成 26 年度より耐震化事業(耐震補強工事・除却)を行い、平成 29 年度に完了している。

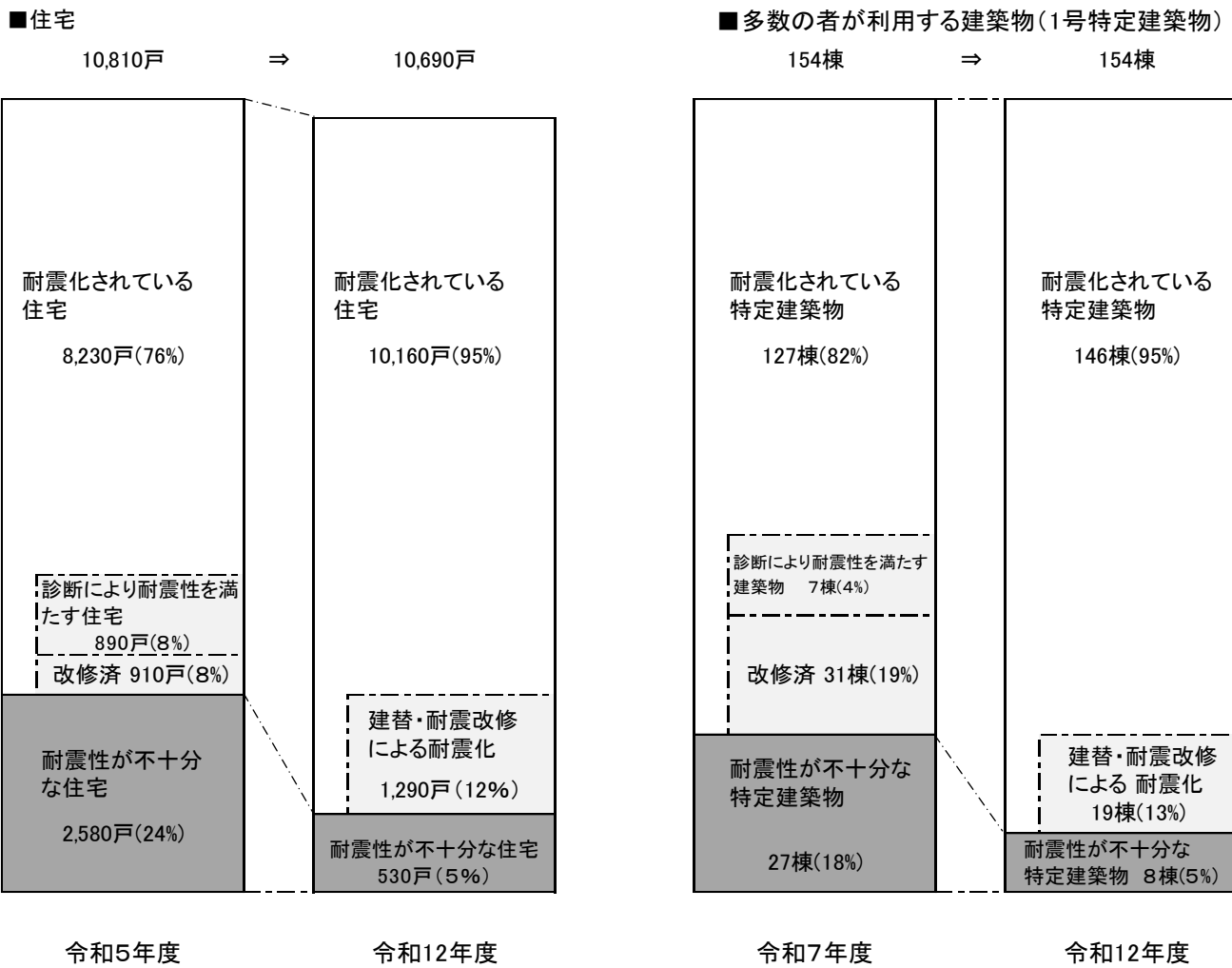
住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画及び国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

<第 4 期計画における目標>

令和 12 年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率 95%を達成するため、令和 5 年から令和 12 年までの間に、住宅については約 1,300 戸、多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)については約 20 棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-3 住宅・建築物の耐震化の目標(令和12年度)



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物(以下「市有1号特定建築物」という。)の令和8年3月末の状況は、表2-4のとおりである。

表2-8 市有1号特定建築物の耐震化の現状(令和8年3月)

(単位:棟)

耐震化の現状 建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改	耐震性	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化 率 G= F/A
				修実施 済み D	を満 た す E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、学校、社会福祉施設等)	46	23	23	20	2	45	97%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	4	1	3	2	0	3	75%
特定多数の者が利用する建築物 (市営住宅)	15	10	5	2	3	15	100%
計	65	34	31	24	5	63	96%

市有特定1号建築物については、「新基準建築物」が65棟、「旧基準建築物」が31棟の内、「耐震改修済」が24棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が5棟であることから、「耐震化されている建築物」は63棟となり、建築物総数65棟の内、96%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

上記(1)アによる市有施設については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断結果及び耐震性が不十分な施設整備予定の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、施設所有者として「市民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、早期に耐震化を完了することを目標とする。

(2)その他民間防災拠点施設等における耐震化

民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取り組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成25年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表2-5のとおりである。

表2-9 耐震診断義務付け建築物の状況(R8年3月)

種別		根拠	対象棟数	診断結果※2
要緊急安全確認大規模建築物※1		法附則第3条	3棟	公表済
要安全確認 計画記載建築物※1	防災拠点	法第7条第1項第1号	3施設	公表済
	通行障害既存不適格 建築物	法第7条第1項第2号	9棟	公表済

※1 各建築物の概要は、表5-1参照

※2 県ホームページで公表

耐震診断の結果、耐震性の不十分な建築物については、所有者に対して耐震化を促し、耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、県及び市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1)市民・事業者(建築物所有者)の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。)について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2)市・県の役割

- ・市は国の基本指針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、市にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。

2 実施する事業の方針

(1)事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、県民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2)実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策優遇措置として、建築物が個人財産であることや県の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満た

すような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1)重点的に耐震化を図る地域	市内全域
-----------------	------

市内では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	岐阜県地域防災計画に定められた第1～3次緊急輸送道路等
---------------------	-----------------------------

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化(道路網の形成)を図っている。

このため、岐阜県耐震改修促進計画では、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定している。

また、緊急輸送道路のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第5条第3項第2号に基づき、岐阜県耐震改修促進計画(別表2)で指定されている。当市においては、県の指定の状況をみながら、法第6条第3項第1号に基づく指定を検討する。

(3)重点的に耐震化を図る建築物	多数の者が利用する建築物等、木造住宅、市有建築物
------------------	--------------------------

多数の者が利用する建築物は地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性の不十分な住宅や建築物を減少させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ(段階)がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとした。第4期においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていく。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象(3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より)		施策(方向性)	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性の不十分な建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・防災拠点施設※4 ・緊急輸送道路沿道建築物※4	全所有者向け	改修



※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。(特定既存耐震不適格建築物)

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動(極めて稀に発生する地震)において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかし、旧基準木造住宅所有者の中には、家族構成や経済的理由等により耐震化を行うことができない者もいるため、人命の安全確保という観点から、将来的な耐震化を前提に部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強(0.7補強)をや、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

岐阜県では、県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成 22 年に立ち上げ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も、県・市の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

(1) 下呂市建築物等耐震化促進事業

ア 下呂市木造住宅耐震診断事業、下呂市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成 16 年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

表4-1 下呂市建築物等耐震化促進事業の概要(令和8年3月)

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H16～	H20 無料診断実施
	改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加、H28 耐震シェルター等設置工事を対象追加、H29 除却工事を対象追加
	耐震リフォーム	H29～	
建築物 特定建築物	耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	計画策定	H29～	
	改修工事	H18～	H28 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
分譲マンション	耐震診断	H18～	
	改修工事	H18～	
ブロック塀	除却工事	H30～R6	R6 年度までの時限措置(廃止)

イ 下呂市木造住宅耐震診断事業、下呂市建築物等耐震化促進事業の実施状況
これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位:件)

補助事業の種類	年度										合計
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
木造住宅耐震診断	16	24	9	10	31	31	38	46	28	20	498
	39	45	47	20	15	9	17	8	9	10	
	19	7									
木造住宅耐震改修工事	0	0	0	1	0	2	3	4	6	3	36
	2	2	2	4	0	1	2	1	0	1	
	1	1									
木造住宅除却工事	-※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	-	-	-	0	0	0	2	1	1	4	
	1	1									
木造住宅耐震シェルター等 設置事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	0									
木造住宅耐震リフォーム 工事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
	-	-	-	4	0	1	2	1	0	1	
	1	1									
建築物耐震診断	-	-	0	0	1	0	0	2	0	0	24
	3	0	2	10	5	0	0	0	1	0	
	0	0									
特定建築物等耐震改修又は 建替えのための計画の策定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	-	-	-	1	3	1	0	1	0	0	
	0	0									
特定建築物等耐震改修、 建替え又は除却	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	
	0	2									
分譲マンション耐震診断	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0									
分譲マンション耐震改修 工事	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0									
ブロック塀等撤去費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
	-	-	-		7	1	1	0	5	3	
	1										

※「-」は事業を未実施

(2)補助金代理受領制度

市が交付する耐震等関連事業の補助金において、所有者の一時的な費用負担を軽減するため、令和6年度に「下呂市耐震等関連事業補助金代理受領制度」を創設している。

(3)自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこれらの地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1)相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」(以下「相談士」という。)を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について県のホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市窓口では地震対策を始めとした建築物に係る相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

オ 住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム工事業者に対して、岐阜県建築物地震対策推進協議会等が開催する耐震に関する技術講習を推進することで、事業者を通じてより広く市民への耐震化周知を図る。

(2)情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報、戸別訪問等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化や耐震シェルター設置等の命を守る取組みに関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修(高齢者向け住宅改修)等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

市広報やインターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。
また、県と連携し市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 説明会等への講師派遣

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県・建築関係団体と協力し、講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取組みが必要である。

市は、このような地域の取組み等を支援する施策を講じることとし、県は、各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援を行う。

オ 診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物)への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震や直下型地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定について検討していく。

ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局と連携を図りながら、防災教育を行っていく。

ケ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ(災害予測地図)の提示が有効であり、平成 20 年に作成・公表済みである。

コ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図る。法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1)地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、市では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2)地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

(1)目的

住宅の所有者に対し、戸別訪問等の実施により、耐震化に関する意識啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進するため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を本計画に位置付ける。

(2)緊急耐震重点区域の設定

住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域(以下「緊急耐震重点区域」という。)は市内全域とする。

(3)対象建築物

対象建築物は、緊急耐震重点区域内の旧基準建築物の住宅とする。

(4)計画実施期間

計画実施期間は本計画の計画期間とする。

(5)取組み

ア 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

・戸別訪問等による啓発を行う。

イ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み

・耐震診断結果報告時に耐震改修を促す。

・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメール等により耐震改修を促す。

ウ 改修事業者等への技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み

・岐阜県建築物地震対策推進協議会において、住宅リフォーム事業者向け耐震改修講習会を開催

・同講習会受講者名簿を窓口に設置

エ 耐震化の必要性に係る周知・普及

・市内で行われるイベントに耐震促進啓発ブースを設置(無料相談会)

・市広報紙やホームページ等により耐震化支援制度の周知

(6)実績の公表

本プログラムに基づく取組みについて、実施・達成状況を把握・検証し、市ホームページにて公表する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

市は、所管行政庁である県と協働して、法に基づき、以下のとおり指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行うことができる。特定行政庁による用途別指導・法規制対象一覧は表5-1のとおり。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

県に報告された耐震診断の結果については、県のホームページ等により平成29年3月28日に公表を行った。今後は、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

県に報告された耐震診断の結果については、県がホームページ等により公表を行い、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨の公表を県ホームページ等により行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記(1)～(3)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○(※1)	/	努力義務 (※3)	○	○(※1)
既存耐震不適格建築物		○	/	/		○	/

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じ

表5-1 特定行政庁による用途別指導・規制対象一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多数の者が利用する建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物(注) 法第5条第3項第2号及び同法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
公益上必要な建築物			法第5条第3項第1号に定める建築物	

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。